

## 西東京市子ども条例に基づく取り組み ～子どもにやさしいまちづくりをすすめます～

西東京市では、平成30年10月1日に「西東京市子ども条例」を施行し条例の普及啓発等に取り組んできました。今年度は、引き続き条例の普及啓発等とともに、子ども相談室の開設等具体的な取り組みを次のとおりすすめます。

### 1 西東京市子どもの権利擁護委員の設置

子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的として、本年4月1日に、市長より西東京市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を3人の方に委嘱しました。

市長の付属機関である擁護委員は、子どもの権利侵害について、相談を受け、必要な助言及び支援をすること、必要に応じて調査し、救済するための調整及び要請をします。

また、子どもの権利侵害を防ぐための意見を述べることも行うことになっています。

### 2 西東京市子ども相談室の開設

開設時期 8月1日

場 所 西東京市住吉町六丁目15番6号 住吉会館2階

西東京市子ども相談室（以下「相談室」という。）は、擁護委員が関わる相談の窓口です。

子どもがいじめ、虐待などにより、つらい思いをしている時、悩んでいる時、心配なことがある時などに、子どもからの相談に応じて、相談の専門員が子どもの話をじっくり聞き、子どもの気持ちに沿って解決策を一緒に考えていきます。

### 3 相談室と擁護委員の愛称募集

相談室と擁護委員の愛称を、子どもたちと一緒に考え決定します。

相談室と擁護委員を子どもたちに知ってもらい、子どもたちにとって親しみやすく相談しやすい場所にするため、中学校の協力を得ながら、愛称の募集及び決定をします。

募集時期は夏休み前に、その後、愛称候補を公表し、9月中には愛称を決定する予定です。

### 4 西東京市子ども条例逐条解説の策定

西東京市子ども条例の理念が、子どもをはじめ関係者に理解され、関係機関が条例の趣旨を踏まえたうえで取組を進められるよう、逐条解説を策定しました。

西東京市のホームページにも掲載しています。

## 〈資料〉 西東京市子ども条例紹介リーフレット表紙

### 【小学校1・2・3年生版】

にしとうきょうし  
西東京市  
小学生1・2・3年生版

こ じょうれい  
子ども条例  
しょうかい  
を紹介します！



つぎのページから、  
子ども条例に書かれている  
内容をさらに詳しく  
紹介していきますよ！

「いこーな」  
©シンエイ/西東京市

西東京市では、まち全体で今と未来を生きるすべての子どもの育ちを支えていくため、「西東京市子ども条例」をつくりました。  
子どもは、一人ひとりが人間として、その人かくや権利が大切にされます。もちろん、あなたもそうです。  
子ども条例には、子どもの育ちを支える人たちの役割や、その人たちを支えること、子どものためにとくに進めたい取組、子どもの悩みごと・困りごとを相談できるしくみをつくることなどが書かれています。

子どもにやさしいまち  
西東京市

### 【小学校4・5・6年生版】

にしとうきょうし  
西東京市  
小学生4・5・6年生版

こ じょうれい  
子ども条例  
しょうかい  
を紹介します！



つぎのページから、  
子ども条例に書かれている  
内容をさらに詳しく  
紹介していきますよ！

「いこーな」  
©シンエイ/西東京市

西東京市では、まち全体で今と未来を生きるすべての子どもの育ちを支えていくため、「西東京市子ども条例」をつくりました。  
子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。もちろん、あなたもそうです。  
子ども条例には、子どもの育ちを支える人たちの役割や、その人たちを支えること、子どものためにとくに進めたい取組、子どもの悩みごと・困りごとを相談できる仕組みをつくることなどが書かれています。

子どもにやさしいまち  
西東京市

### 【中学生・高校生版】

にしとうきょうし  
西東京市  
中学生・高校生版

子ども条例  
しょうかい  
を紹介します！



つぎのページから、  
子ども条例に書かれている  
内容をさらに詳しく  
紹介していきますよ！

「いこーな」  
©シンエイ/西東京市

西東京市では、今と未来を生きるすべての子どもが健やかに育つ環境を整えていくため、その考えを西東京市のみんなと共有し、仕組みをつくり、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的として、「西東京市子ども条例」をつくりました。  
子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。もちろん、あなたもそうです。  
子ども条例には、子どもの育ちを支える人たちの役割や、その人たちを支えること、子どものために特に進めたい取組、子どもの悩み事・困り事を相談できる仕組みをつくることなどが示されています。

子どもにやさしいまち  
西東京市

### 【一般用】

にしとうきょうし  
西東京市  
子ども条例  
しょうかい  
を紹介します！



つぎのページから、  
子ども条例に書かれている  
内容をさらに詳しく  
紹介していきますよ！

「いこーな」  
©シンエイ/西東京市

西東京市では、今と未来を生きるすべての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、仕組みを整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的として、「西東京市子ども条例」をつくりました。  
子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。  
条例には、子どもの育ちを支える人たちの役割や、その人たちへの支援、子どものために特に進めたい取組、子どもの悩み事・困り事を相談できる仕組みをつくることなどが示されています。

子どもにやさしいまち  
西東京市

〈資料〉 西東京市子ども条例逐条解説



目次

はじめに..... 1

1 条例が重視すること..... 2

2 条例の構成..... 3

3 前文..... 4

4 第1章 総則..... 8

5 第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援..... 11

6 第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進..... 13

7 第4章 子どもの相談・救済..... 19

8 第5章 子ども施策の推進と検証..... 24

資料1 子ども参加と市民参加..... 26

資料2 西東京市子ども条例..... 27

【問い合わせ先】 子育て支援部 子育て支援課 (TEL: 042-460-9841)

資料のポイント

